

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月4日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	初度検査年月	排気量	予定価格 (入札保証金)
07040201	トヨタ カローラワゴン 【平成6年式】 (現地直接引き取り限定)	平成6年10月	1.49リットル	20,000円 (2,000円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含み、再資源化預託金は含まない。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続については、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続に係る日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続にかかる日

本語を理解できる者である場合を除く。)

ク 日本国内に住所または連絡先のいずれもが存在しない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和7年9月4日（木）から令和7年10月28日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込の受付

入札参加希望者は令和7年9月11日（木）午後1時から令和7年9月29日（月）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

入札参加申込（本申込）は、所定の申込書および必要書類を次に記載の受付場所および期間に持参または郵送により提出しなければならない。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

(1) 期間 令和7年9月11日（木）から令和7年10月6日（月）まで

(2) 場所 草津市役所 3階 総務課財産管理係

(3) 注意事項

ア 郵送による場合は、(1)の期間内に到着したものを有効とする。（必着することとし、消印は無効とする。）

イ 持参の場合は、開庁日の午前9時（初日は午後1時）から午後4時までとする。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を本申込書送付と併せて草津市に提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和7年9月17日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 場所 草津市役所本庁舎 駐車場（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

(3) その他 前日（令和7年9月16日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和7年10月14日（火）午後1時から令和7年10月21日（火）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和7年10月21日（火）午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和7年10月23日（木）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売却物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和7年10月28日（火）午後4時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書、所定の書類の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金および再資源化預託金（リサイクル料金）は令和7年11月4日（火）午後2時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売却物件の引渡し等

契約代金およびリサイクル料金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引き渡しに関する費用および権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は全て買受人の負担とする。

イ 自動車取得税および自動車税は買受人が自ら申告して納税すること。

ウ 引渡しに際しては草津市において当該自動車の一時抹消登録を行うので、使用に際しては道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録手続き（中古新規登録等）を買受人の責任において行うこと。なお、譲渡証明書、登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書）および再資源化預託金の預託証明書は引き渡し時に交付する。

エ 引渡しは、契約代金の納付時に現況有姿で行う。

オ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

カ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

キ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

ク 自動車については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律(平成4年法律第20号)および条例などの法令により、使用規制があるので、事前に関係機関に確認すること。

1.3 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまねがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまねがれるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人(落札者)およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

1.4 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。
なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

1.5 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 077-561-2305 FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp